

緊急事態発生時の措置について

野庭すずかけ小学校では、暴風雨・大雪・大地震などの緊急事態（警報発表、大規模地震警戒宣言発表等）が発生した時、次のような対応措置をとります。

暴風警報、大雪警報、特別警報が発表された場合

午前6時の時点で、神奈川県全域または神奈川県東部、もしくは横浜市に暴風警報または大雪警報が発表されている時は、学校は**休校**となります。（学校からの連絡はありません。）

登校後、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発表された場合は、状況によって**児童の引き取り**をお願いすることがあります。

- 1 メール配信（未登録者には電話）で、各家庭に連絡します。
 - 2 連絡を受けたら、保護者または登録された代理人は児童を引き取りに来校してください。
 - 3 各学級で、担任が児童を保護者または登録された代理人に引き渡します。
- *保護者または登録された代理人が引き取りに来るまで児童は学校で保護します。

在校時に大規模地震（震度5強以上）が発生した場合

- 1 児童は避難し、原則として校庭で待機します。
 - 2 災害避難場所（野庭すずかけ小学校）で、児童を保護者または登録された代理人に引き渡します。
 - 3 学校から連絡がなくても引き取りに来てください。
- *危険な状況から脱するまでは休校とします。

在校時に大規模地震警戒宣言が発表された場合

- 1 メール配信（未登録者には電話）で、各家庭に連絡します。
- 2 連絡を受けたら、保護者または登録された代理人は児童を引き取りに来校してください。
- 3 各学級で、担任が児童を保護者または登録された代理人に引き渡します。

在宅（家にいる）時に大規模地震（震度5強以上）が発生した場合

市内で震度5強以上の地震が1カ所でも発生した場合原則として、当日および翌日は**休校**とします。

富士山の噴火による降灰予報が発表された場合

午前6時の段階で市内に降灰予報が発表された場合は**臨時休校**とします。原則として大量の降灰が**継続している間は休校**です。（学校からの連絡はありません。）

※上記のことは、基本的な原則ですが、状況によっては「学校留め置き」の措置をとる場合もあります。

※登校前に児童が家庭にいる時に非常事態（大雨警報、洪水警報等）となった場合、特に学校から連絡がないときは、各保護者の判断で登校を見合わせたり、子どもの実態に応じて付き添ったりするなどの配慮をお願いします。なお、災害発生のために登校できない場合、及び災害が発生する可能性があると判断して登校しなかった場合は、欠席にはなりませんので、その場合は必ず学校に電話連絡してください。

保護者の皆様におかれましても、気象情報等に注意され、非常時に対応できるようお願いいたします。（例）台風接近、大雪情報等……外出を控える、近所の人と連絡を取り合っておく等。